

	<h1 style="text-align: center;">全国センター通信</h1>	<p>働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) http://www.inoken.gr.jp</p>
---	---	---

職場の労安活動を活性化しよう！

第2回中央カレッジ第1課を開催

「いの健」全国センターは、7月15～16日大阪国労会館で、第2回労働安全・衛生中央カレッジ第1課を開催しました。受講者は25人でした。

カレッジは全国センター15周年企画として始まり、今回は2回目。近畿での開催です。

楽しく仕事に行けること

第1課は、「職場の労安活動を活性化しよう」を柱に行いました。講義1は「労働組合は、労働安全衛生活動をなぜしなければならないか」のテーマで、化学一般労連顧問の堀谷昌彦氏が行いました。堀谷氏は、毎日楽しく仕事に行けることが本来の労働であり、労働法を使って、事故や疾病を予防する権限と責任をもっている唯一の組織が労働組合であると強調。また、労安活動が進んでいるところは、労働条件も良いと実例をもって示しました。

事業所あげでの取り組みで前進

スモール・グループ・ディスカッションでは、自己紹介・問題意識を交流。業種を超えた職場の実態や課題を共有しました。

続けての講義2「労働安全衛生委員会の役割」では、福祉保育労大阪地本いずみ野福祉分会の小林里美氏から報告を受けました。小林氏の所属法人では、2000～14年に事業所数が2.7倍、雇用労働者数は5.2倍になっています。しかし人件費は2.3倍。常勤職員割合は75%から25%に減少しています。職員が次々と退職し、「事業所の存在すら危うい」と専門機関の力も借りて、事業所全体での取り組みが開始されました。ブラック企業が横行する今、労働者を守って事業を発展させる姿勢を積極的に打ち出し、実績を示すことの重要性が報告されました。

事実確認の徹底を

2日目は模擬労働安全衛生委員会。化学工場の爆発事故とメンタル不調で退職していた職員の復職についての2つのテーマで行いました。「事前協議」を重視し、使用者・労働組合側に分かれて対策を検



模擬労安委員会の事前協議

討します。その上で委員会を開催。その後、意見交換・講評を行いました。講評は、川口英晴理事(JMITU)が行い、2つに共通するポイントは①事実確認の徹底、②法律や関係通達違反があればすぐ指摘し改善させる、③現場を見る(本人・同僚に話を聞く)等情報を様々な角度からとり、職場の力で解決方法を見つけることとまとめを行いました。

子どもたちのモデルになる働き方を

講義3の亀岡教職員組合の木下和久委員長は、厳しい学校現場と2014年から労組が労安活動を正面に据えて取り組んできたことを報告。聞き取り活動で現状をリアルにつかみ訴えていくと同時に、教職員にも「子どもたちにとってモデルになるような働き方を」と呼びかけ、業務スリム化アンケートで具体的な業務改善にも取り組んでいます。

最後に渡辺利賀理事(生協労連)が、「全員参加の取り組みと核になる人の養成を職場で進めよう」とまとめを行いました。第2課は9月9～10日に大阪で開催します。(全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

単産担当者会議／山下登司夫先生を偲ぶ……………	2面
自治労連労安・職業病交流集会……………	3面
各地・各団体のとりくみ……………	4面～6面
核兵器禁止条約交渉会議／相談室だより……………	7面
2016年度過労死等の労災補償状況……………	8面

労働組合の力で、安倍「働き方改革」を打ち破ろう

2017年第1回単産担当者会議

全国センターは6月16日、第1回単産労働安全衛生担当者会議を開催。安倍「働き方改革」、職場の長時間・過密労働の実態や解消にむけた取り組みについて報告を受け、討議しました(写真)。

福地保馬理事長が開会あいさつ。「残業規制は過労死ラインを容認し、労基法の理念を一層遠くしていく。労組の力で安倍『働き方改革』を打ち破る力をつけていこう」と呼びかけました。

岩橋祐治事務局長が安倍「働き方改革」について報告。「100時間未満、80時間が合法化されると、労災認定への影響が危惧される。世論と運動で安倍政権を包囲し、断念させよう」と訴えました。

4単産が特別報告。「夜勤実態調査では、二交替勤務が医療では38.4%、16時間以上の夜勤は、55.1%。夜勤は有害ということの周知徹底、労働時間の上限規制・インターバルの確保などが重要」

(医労連)、「17春闘で不払い労働根絶、長時間労働削減の取り組みを重視。タイムカードの1分単位の打刻の実施を進めた。着替え時間など5分を超える早出出勤に賃金を支払わせるなど、成果があがっている」(生協労連)、「滋賀県庁での1000時間を超す残業が問題化し、改善のための定員増を勝



ち取った。長時間労働是正のため、いっせいで職場訪問を提起。実態をつかみ、予算人員闘争に生かす」(自治労連)、「都教組が実施した『働き方緊急アンケート』の自由記載欄には『休憩時間を取ったことは1度もない』『命を削っていると感じる』などの声が寄せられた。全教として、長時間・過密労働を解消するためのアンケートに取り組む」(全教)と報告しました。

討論では、「法規制がないとだめ。実態をつかんでどう運動していくか」、「長時間労働の削減につながる方策の提起が必要」などの発言がされました。(全労連 高島牧子)

山下登司夫先生を偲ぶ

「いの健」全国センター副理事長・山下登司夫弁護士が、6月21日急逝されました。長年、活動を共にしてきたじん肺弁護団連絡会議の鈴木剛事務局長に追悼文を寄せていただきました。

去る6月21日に全国じん肺弁護団連絡会議の前幹事長の山下弁護士が急逝されました。ともにじん肺、アスベスト被害の根絶と被害者救済のために日々闘ってきた私たちは、突然の悲報に接して言葉もありませんでした。

山下先生は、約30年前に全国じん肺弁護団の体制を整えた当初から幹事長に就任され、文字どおり全国各地の事件で裁判所内外における闘いにおいて弁護団の中心として、かつ先頭に立って奮闘して来られました。特に、筑豊じん肺、トンネルじん肺根絶訴訟では、炭鉱やトンネル建設工事における国のじん肺加害責任を認めさせ、制度改革

にも大きく前進させるという画期的な勝利について、山下先生が果たされた役割は極めて大きなものでした。現在、国と建材メーカーを被告として建設アスベスト訴訟が闘われていますが、山下先生は、首都圏弁護団の幹事長として、亡くなる直前まで弁護団の中心として奮闘されていました。本年10月には初めての高裁判決が東京高裁で言い渡されることになり、建設アスベストは最も大きな山場を迎えることとなります。その時に山下先生が不在であることが信じられませんが、私たちは、先生の遺志を受け継ぎ、何としても国と建材メーカーの責任を明らかにし、その墓前に勝利の報告をする決意をしています。

以前にも増してのご支援とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

全国じん肺弁護団連絡会議事務局長 鈴木剛



8時間労働できちんとした人生を 自治労連「労働安全衛生・職業病交流集会」を開催

日本自治体労働組合総連合 中央執行委員 杉本 高

自治労連は、長時間労働の是正と労働者の「のちと健康を守ることを」を目的に、2年に1度全国交流集会を開催しています。今年は6月3、4日、静岡県静岡市で開催しました。1日目は産業医・阿部眞雄氏による「長時間労働と働くものの健康」の記念講演と全国過労死を考える家族の会・寺西笑子氏による「長時間労働と過労死を防ぐ 家族からの訴え」の講演、取り組みの交流が行われ、2日目は各テーマに分かれ学び合いました。

1 記念講演

「自治体の長時間労働対策は、心がこもっていない嘘くさい対策が多い」と述べた産業医の阿部眞雄氏は、「現場の実情を考慮しない一律的な残業禁止令はパワハラ」「残業しなくてもすむような働き方に変える対策が必要」と指摘。「フランスは残業ゼロで週35時間労働だが、モラル・ハラスメントで命を落とす人がいっぱいいる」と紹介し、「労働の質は、肉体労働、精神（頭脳）労働、神経労働、感情労働によって、疲労・ストレスの度合いが変わる」と指摘しました。

「何時間なら残業してもいいということはありません。満足できる生活時間を基点にして働かせ方を考えていくことが大事。本当に人間らしい労働（ディーセント・ワーク）を考えると残業はできない。8時間労働できちんとした人生を送れることがとても大事で、働かせ方の問題がとても大きい」と語り、「管理職の教育と必要な人員配置、時間は有限な資源だという働く側の自覚、労働者の連携、仕事の見直しが必要だ」と述べ、「労安委員会メンバーと労働組合が交流し、たくさんの意見を集約し背景を考え、複数の対策を考える」労働者参画型の労働安全衛生活動が大切だと強調しました。

2 講演

全国過労死家族の会の寺西笑子氏は、21年前に夫に過労自死された経験をもとに、現在にいたる活動をまじえ、遺族の経験談、長時間労働と過労死を防ぐ家族からの訴えを行いました（写真）。

「睡眠時間と家族と過ごす時間、自分の自由な時間を犠牲にして会社に尽くした、その見返りが過労自殺だった。過労死の温床になっている長時間労働をまずはなくすこと、そして、ワークライフバランスを構築し、人間らしく働ける社会の確立を実現さ



せたい。命より大切な仕事はない。まじめに働く人の命と健康を守るために、これ以上私たちのような悲劇を繰り返さないために、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を皆様とともに考え、そして行動していただくことを願います」と話され、涙ぐむ参加者もありました。

3 分科会・講座

2日目は3つの分科会（メンタルヘルス・ハラスメントを防止する・長時間労働を防止しよう）と2つの入門講座（労働安全衛生・役員のための公務災害認定請求）を開催しました。

「ハラスメントを防止する」分科会では、ハラスメント問題は、組合が職場環境向上や組合員保護の観点で学習し、周知啓発することが必要であること、個別規制法がないパワハラは『パワーハラスメント防止ハンドブック』（人事院）に業務上の指導との違いが整理されているので、活用できることが紹介されました。

「公務災害認定請求入門」講座では、「公務災害」が起きた場合、速やかに労働組合の書記長、所属長に報告することや、発生時の状況説明が認定の分かれ道になることなどノウハウが紹介されました。請求手続きを学ぶとともに、公務災害が起きないようにする組合と労安委員会による職場点検活動の重要性を共有しました。

全体を通して、参加者からは「あらたに労安委員会のメンバーになり、勉強になった」「組合として長時間過密労働の対策をすすめたい」「労安活動を積極的にとりくみたい」といった感想が聞かれました。

各地・各団体のとりくみ

全労連

労働組合の力で現状を変えよう 第25回非正規ではたらく仲間の全国交流集会

6月3～4日「第25回パート・派遣など非正規ではたらく仲間の全国交流集会 in 静岡」が清水テルサで開催されました。第5分科会「非正規労働者とパワーハラスメントを考える」について報告します。

最初に、多田義幸・静岡県評労働相談員が報告(写真)。2016年度に「ローカルユニオン静岡」が受けた労働相談のうち、パワハラ・セクハラは2番目に多い22.6%。全国的にも同様の傾向との報告がありました。労働者側の留意点では①パワハラに対してはメモだけでは弱く、ボイスレコーダーなど客観的な録音データを活用すべき、②パワハラで休職した場合、非正規社員は就業規則上、休業期間が短く、治る前に退職させられてしまう傾向があるので、就業規則改正の努力をすべきと指摘されました。

次に、参加者からの事例紹介・意見交流を行いました。「正社員の上司からの、連日の個人攻撃で、ある日突然声が出なくなり、1年間休職。労組に相



談し、上司も含めて話し合いの場を設け、今は職場復帰」(長野・流通)、「パワハラを課長に相談したが解決せず。相手と差し違える覚悟で、部長に直訴。労組委員長に同席してもらって部長と面談で改善。労組のありがたみを実感」(静岡・医療)などの生々しい声が出されました。

最後に講師から、①正規から非正規への置き換え、成果主義、中高年のリストラ等で職場での助け合い・連帯が崩れ、自己責任論が蔓延している。それがパワハラ背景にある。労組がそうした職場のあり方を変えよう、②社会そのものを変えることを考えよう。セーフティネットの充実を国に迫ろう。また、市民レベルで自覚的なネットワークをつくり、労働市場の改善をはかろう、とのまとめがあり分科会を終了しました。(京都総評 鎌野敏徳)

中国・四国

社会を変革する共同を

第9回中四国セミナー

第9回いのちと健康を守る中四国セミナーが、6月10～11日徳島市で開かれ135人が参加しました。

昨年、結成された徳島県センターの堀金博理事長が開会で「安倍政権は共謀罪法案や憲法が保障する労働者の権利を破壊しようとしている。これらをストップし学習交流をすすめよう」と挨拶しました。

記念講演「『働き方改革』をめぐる対抗といのち・健康を守る課題—社会を変革する共同の前進を」では、京都市民共同法律事務所の中村和雄弁護士が、「安倍政権は長時間労働の固定化、低賃金の拡大、格差を容認するエセ『同一労働同一賃金』など労働者保護規制の破壊を狙っていると指摘。『同一労働同一賃金』について、女性や非正規労働者の差別は正が原則だが、現実には格差が拡大している。社会保障と最低賃金引上げで生活費を保障し、適正な職務評価による同一賃金実現の活動が大切だ」と述べました。また、労働時間の上限規制、インターバル規制など長時間労働規制法案の策定、最賃引き上げなどを「社会を変革する運動」として位置づけ、労働組合と市民が共同して前進させることの重要性を指摘しました。



パネルディスカッション「労働現場の実態と課題」では、教育、医療、運送の3職場が報告しました(写真)。①医療現場ではハラスメントが多く、組合は団交で改善を追求し、院長が「パワハラ撲滅宣言」し成果をあげている、②中学校教員は6割以上が過労死ラインを超えて働いている。増員と少人数学級の実現が切実、③運送労働者は基本給が低く歩合給を増やすために長時間労働をせざるを得ない。最賃補償、労働時間の上限、インターバル規制などを掲げ運動を強化している、との報告がありました。その後、「職業がんとたたかうオルトートルエンジンの会」の結成が報告されました。

2日目は5つの分科会が開かれました。

(岡山センター 藤田弘起)

各地・各団体のとりくみ

山口

活動の強化と前進めざす運動を 第20回総会

山口県労安センターは、5月20日、山口市で第20回定期総会を開催し、43人が参加しました。「労安活動アンケート」「過労死等の防止をめざす運動」「裁判、労災（公務災害）認定闘争」「学習・教育、宣伝活動」など、1年間の活動の成果と教訓を明らかにし、あらゆる職場で労働安全衛生活動を強めること、県労安センターの強化・拡大と職場の体制づくりなど、「いの健」活動の強化・前進めざす運動方針を確認しました。

主催者あいさつをした県労安センター・田中礼司代表は、過酷な働き方の改善は企業の存立にとっても極めて重要な課題と指摘。安倍首相の9条改憲発言や「共謀罪」の強行採決を批判し、「共謀罪法によって市民を萎縮させることは絶対に許されない。自由にものが言える社会でこそ労働者の健康・安全も守ることができる」と強調しました。

「過労死を防ぐために国際法を活かす～安全衛生活動の基本」と題して講演した(財)社会医学研究センター理事・村上剛志さんは、ILO条約の先駆的な国際基準について紹介。安全と健康は社会・事業・行政の根幹・民主主義の基本と述べました。

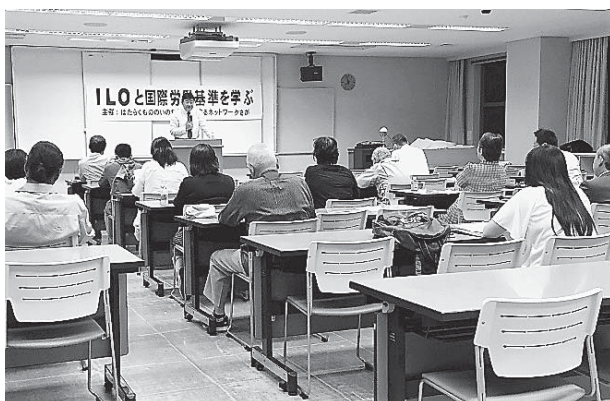
(山口センター 高根孝昭)

佐賀

石綿労災受給者にいち早く資料送付 ネットワークさが総会

「はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが」は、5月19日に総会を開き、2017年の活動方針を決めました。

主な活動として、(1)労働者の命や健康、権利にかかわる学習、(2)ワークルールの普及、(3)労災職業病の根絶や被災者の救済の取組み、(4)人間らしく働く



講師に全労連・布施恵輔氏

ための九州セミナーへの参加、(5)過労死等防止対策推進シンポジウムを成功させることなどを確認しました。また、全労連の布施恵輔国際部長を講師に「ILOと国際労働基準」を学びました。

ネットワークさがは、この数年、労働局や県と不定期ながら三者協議会を開き、じん肺対策などで意見を交わしています。そうした関係があっただけで、2015年のなくせじん肺全国キャラバン佐賀行動での要請に応じて、佐賀労働局が全国でいち早くアスベスト労災受給者に泉南アスベストの国との和解資料を送付しました。

世話人会や事務局員は日常の仕事で多忙な中、「ネットワークさが」に時間を割き、活動しています。できることは限られていますが、働くものの命と健康、権利が大切にされる社会を作りたいという気概は忘れないようにしています。

(佐賀センター 松永敦彦)

宮城

働く人びとの駆け込み寺として 第17回総会

「いの健」宮城県センターは、5月24日、第17回総会を開催しました。第1部は、学習会として「働き方改革～労働時間の上限規制とインターバル規制」（齋藤慶史医師、仙台錦町診療所・産業医学センター所長）について学びました。その中で、働き方改革は、経団連の希望を叶えたもので、労働者のためのものではないこと、36協定特別条項の時間数が経団連役員企業の現在の状態を追認するものになっていることを指摘しました。また、過労死を出さないためには「睡眠時間」の確保が大事で、労働時間規制とインターバル規制のどちらも欠かせない条件だと話しました。

第2部は総会で、運動の総括と方針案を事務局長が提案しました。総括では、①相談件数が300件を超えていること、特にセクハラ・パワハラが142件、労働条件の一方的切り下げが133件など、過酷な労働環境で働く労働者の駆け込み寺になっていること、②労災（公災）の取組みでは、④ベーカーリー・ヴィ・ド・フランスの過労自殺事案が、発生後2年で損害賠償裁判で全面勝利和解したこと、⑤大和中学校教員の公災隠しパワハラ事案が公務災害と認定されたことなどの取組みが報告されました。さらに組織拡大の方針を確認されました。

(宮城センター 芳賀 直)

各地・各団体のとりくみ

東京

「学び」を生かして労安活動を

第4回労働安全衛生学校

東京センター主催の第4回労働安全衛生学校が6月10日、東京労働会館で開催されました。昨年の41人を上回る51人が参加しました。

冒頭、副校長の東京センター森田稔副理事長（東京地評議長）が挨拶。その後、以下の講義が行われました。

◇第1講義「労働基準法・労働安全衛生法を職場でどう生かすか」講師：森崎巖氏（全労働省労働組合委員長・元監督官）（写真）。◇第2講義「労組・労働者の自主的安全衛生活動の進め方」講師：服部真氏（産業医・労働衛生コンサルタント）。◇第3講義「ストレスチェック時代の労働者のメンタルヘルス―労組の役割」講師：天笠崇氏（精神科臨床医・社会健康医学博士）。

講義内容は職場での安全衛生の活動家養成を主眼としています。しかもそれぞれの講義はその分野の

一流講師を配置しています。参加費が1000円では安すぎると参加者からの「注意喚起」がありました。



講義終了後、天笠氏を助言者にして懇談が持たれ、一昨年12月から実施された「ストレスチェック」にかかわる質問と意見交換が活発に行われました。実施者の範囲、対象者に短時間勤務者が入るのか、50人未満の事業所の実施の見通し、全国的な実施状況などについて意見が交わされました。

さらにパワハラが様々な職場で蔓延していること、パワハラの与える心理的負荷が過少評価されていることなどが出されました。

「本日の学びを生かして職場を基礎に労安活動を進めよう」との天笠講師の締め言葉で「学校」は終了しました。（東京センター 色部 祐）

大阪

職場要求にあったテーマで

第24回安全衛生基礎講座

大阪センターは6月10日・17日、第24回安全衛生基礎講座を開催し、2日間で91人が参加しました。

1日目は、「過労死問題」と「メンタル・パワハラ問題」がテーマ。社会的関心が高く、職場でも大きな問題になっていることから52人が参加。過労死家族の会の西垣迪世さんの、「SE労働で一人息子を亡くした痛ましい体験は、参加者には衝撃的でした。続いて全国的な過労死防止の運動について、岩城穰弁護士が講義。労働組合には36協定の当事者としての権限と責任があり、過労死発生について共同責任があるという自覚を持って36協定締結をテコにした職場改善、何よりも労働時間を把握することを要望すると強調しました。また、山村隆さん（メンタルサポート京都）のメンタル・パワハラ問題の話もわかりやすいと好評でした。

参加者からは、「労働組合が物を言わなくてどうするのかと力をもらえた」「過労死家族の苦しみが実感できた」「職場のストレスは個人の問題ではなく会社の問題という視点は新鮮でした」などの感想が出されました。

2日目は、伊東輝義さん（化学一般京滋福地本）と近藤雄二さん（天理大学）が職場で労働安全衛生活動をすすめる上での基礎知識をわかりやすく解説

しました。

伊東さんは、「災害は本人の不注意で起こるのではなく、災害を起こす労働



環境が問題」「メンタル問題では、労働者がメンタル不全に陥った場合、安心して休めるように雇用が守られるかが大事なポイント」など、豊富な労働組合活動の経験から、労安活動への熱い思いを語りました。近藤さんは、「労安法」を根拠に予防活動を行うことが職場を変えると話し、現場を「見て・聞いて・探す」、そして提案することが重要で、改善の提案の手がかりとして、「アクションチェックリスト」を紹介しました。

参加者からは、「労組が機能しないと安全衛生活動は充実できない」「チェックリストを手掛かりに現場を見れば対策を提案しやすい」「一番印象に残ったのは、「作業を人間に合わせるルール」です」などの感想が出されました。小グループに分かれて感想や職場の悩みなどを交流したことも、参加者全員が発言することができたと好評でした。

来年も職場の要求に見合ったテーマで充実した講座を準備していきたいと思います。

（大阪安全センター 鈴木まさよ）

大きな歴史の第一歩に参加

核兵器禁止条約交渉会議・ニューヨーク行動

緊張と期待で始まった核兵器禁止条約交渉会議・ニューヨーク行動でした。

3月の第一会期に続き、すでに出された条約草案について7月7日まで討論され、最終日に採択されます。私たち日本原水協代表団一行は、6月16日の午前に、国連本部の会議場へ入場。科学者や文化人など著名な人からの「地球の未来がかかっている」というメッセージを受けたあと、各国の政府代表者が条約前文をどのように良いものにしていくのか粛々と議論をすすめていきます。真剣な議論は、感動以外の何物でもありません。しかし、とても残念なことに、唯一の被爆国である日本政府関係者が参加していません。「同じ苦しみは二度とさせない」という被爆者の思いを訴えるべき代表がないことに本当に憤りを感じました。しかし私たち市民が会議に参加し、日本の多くの人々が核兵器禁止、廃絶を願い、多くの署名を集めています。議事の最後に「ヒバクシャ国際署名」296万筆の目録をエレン・ホワイト議長に手渡すことができたことは、条約締結にむけて大きな力になると確信しました。

大きな歴史の第一歩に参加できたことは貴重な体験でした。

平和への願いは一つ

同日午後、セルジオ・ドゥアルテ元国連軍縮問題担当上級代表のレクチャーを受けることができました。核のない世界にむけてとりくんできた具体的な内容を説明していただき、核保有国が条約に入らな



い状況でも国際的な核兵器禁止の条文になることが、大きな前進であると聞き、おおいに勇気づけられました。

続いて行われたアメリカの平和運動で活躍している人との交流会の中で、印象に残った言葉があります。「ひとつのリンゴの命は長い命を持ち、歴史を持っている。このグループは種と一緒に、千年、五千年と続く」。国が違っていても、話す言葉が違っていても平和を願い、行動する思いは一つ。お互いを知り、理解を広げていくことが重要だと思いました。最後は差し入れのフルーツを手にとっての写真撮影。とても楽しい時間を過ごすことができました(写真)。

今後、私たちは「核兵器廃絶」にむけて、まずは「原水爆禁止2017年世界大会」の成功と、国際会議に参加しなかった日本の政府へプレッシャーとなるように、各職場や地域で「ヒバクシャ国際署名」を継続してとりくむことを確認してニューヨーク行動を終了しました。(生協労連 渡辺利賀)

シリーズ 相談室だより (115)

増える福祉・介護業種の労働災害

相談が多い業種の一つに介護関係があります。Aさんの最初の相談は、「働いている介護施設で入所者から暴力を受けたが、家族と施設経営者との面談に同席しなければならないのか」というものでした。「同席は義務ではないし、嫌なら会社だけで対応してもらえばよい」と回答しました。

2回目の相談は、「入所者から受けた暴行が原因で頭痛や不眠・吐き気で勤務できない。休みたいが休めば賃金が入らないので生活ができない」というものでした。この入所者は過去にも職員に暴行を振るったことがあるとのことで、労災を申請し休業給

付と賃金の差額は安全配慮義務違反で会社に負担してもらおう方針で交渉を申し入れました。最初の団交に出てきたのは旧知の社労士で、「療養給付の手続きは既にした。休業給付について計算したら最低保証の関係でほとんど減額にはならない」とのことで、仕事を休めることになりました。また、社労士から「立替払い制度」について説明があり、事業所が一部立替えるということで決着しました。ところが事業主は2回目の申請時、「借金なら先に親戚からしろ」と言い出す始末。申請書類も社労士に送り返したそうです。

「従業員を守る」「従業員の生活を守る」覚悟のない事業主が増えています。結局相談者は退職し、他の事業所で働いています。(奈良センター 谷山義博)

インフォメーション

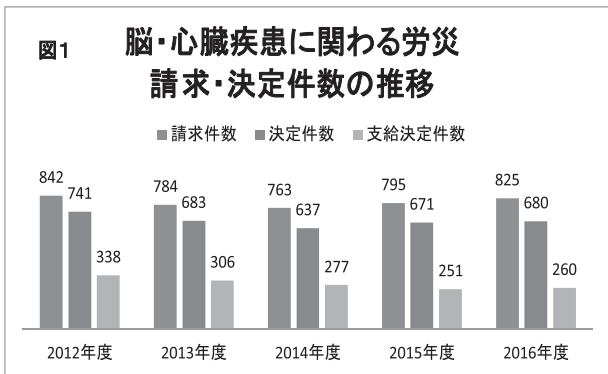
精神障害の請求件数は連続して過去最多

2016年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況

厚労省は、6月30日「平成28年度過労死等の労災補償状況」を発表しました。精神障害についての申請は1586人。前年比71人増で過去最多となりました。脳・心臓疾患等の労災申請も、前年度から増加し、高止まりとなっています。労働時間規制の緩和ではなく、上限規制や勤務間インターバル規制が求められています。

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

〔1〕 請求件数は825件であり前年度に比べ30件の増。「業務上」の支給決定件数は、260件で前年度に比べ9件増加しています。【図1】



〔2〕 年齢別では、請求件数で「50～59歳」266件、「40～49歳」239件、「60歳以上」220件の順で多く、支給決定数は「50～59歳」99件、「40～49歳」90件の順に多くなっています。【表1】

表1 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

	2015年						2016年					
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数			
			うち自殺	うち死亡	うち支給決定件数	うち自殺			うち死亡	うち支給決定件数		
19歳以下	0(0)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	19(1)	8	13	5	6	3	15(3)	5	11	4	4	2
30～39歳	82(10)	35	77	30	36	15	85(7)	34	75	36	34	17
40～49歳	198(20)	72	185	76	80	39	239(17)	92	188	75	90	38
50～59歳	263(22)	99	208	77	91	32	266(37)	75	226	86	99	38
60歳以上	233(30)	69	187	58	38	7	220(27)	55	180	52	33	12
合計	795(83)	283	671	246	251	96	825(91)	261	680	253	260	107

注()内は女性の件数で、内数である

精神障害等の労災補償状況

〔1〕 請求件数は1586件で、前年度比71件の増となり過去最多。「業務上」の支給決定件数498件。

前年に比べ26件の増となっています。

認定率は年度ごとにみると、2014年38.0%、2015年36.1%、2016年36.8%と推移しています。「自殺(未遂を含む)」は前年度比9件減の84件。【表2】

表2 精神障害の労災補償状況

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
		精神障害	請求件数	1257	1409	1456
	決定件数	1217	1193	1307	1306	1355
	うち支給決定件数(認定率)	475 (39%)	436 (37%)	497 (38%)	492 (36.1%)	498 (36.8%)
うち自殺(未遂を含む)	請求件数	169	177	213	199	198
	決定件数	203	157	210	205	176
	うち支給決定件数(認定率)	93 (46%)	63 (40%)	99 (47%)	93 (45.1%)	84 (47.7%)

〔2〕 年齢別では、請求件数は「40～49歳」542件、「30～39歳」408件、支給決定件数は「40歳～49歳」144件、「30～39歳」136件の順に多くなっています。「20～29歳」は、請求・支給決定・自殺数ともに増加しています。若い人達の問題を重視する必要があります。【表3】

表3 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年 年齢	2015年						2016年					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡
19歳以下	18(9)	4(1)	11(5)	2(0)	2(1)	0(0)	14(4)	4(1)	19(5)	6(0)	9(3)	2(0)
20～29歳	281(119)	43(3)	244(108)	34(3)	87(36)	14(1)	266(130)	47(8)	254(114)	43(5)	107(46)	22(2)
30～39歳	419(150)	56(5)	382(133)	57(4)	137(42)	22(2)	408(158)	50(5)	360(124)	47(4)	136(42)	22(0)
40～49歳	459(164)	58(3)	408(145)	69(4)	147(40)	34(0)	542(200)	67(0)	425(147)	49(1)	144(47)	22(0)
50～59歳	287(113)	34(2)	229(90)	38(4)	85(25)	21(2)	285(111)	25(3)	244(87)	27(2)	82(25)	16(0)
60歳以上	51(19)	4(1)	32(11)	5(1)	14(2)	2(0)	61(24)	5(2)	53(20)	4(2)	20(5)	0(0)
合計	1515(574)	199(15)	1306(492)	205(16)	472(146)	93(5)	1586(627)	198(18)	1355(497)	175(14)	498(168)	84(2)

〔3〕 時間外労働時間別の支給決定数では、「20時間未満」も84件ある一方「160時間以上」も52件あります。【表4】

表4 精神障害の時間外労働時間別(1カ月平均)支給決定件数

区	年度	2015年		2016年	
		うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡
20時間未満		86	5	84	5
20時間以上～40時間未満		50	9	43	8
40時間以上～60時間未満		46	11	41	10
60時間以上～80時間未満		20	4	24	3
80時間以上～100時間未満		20	7	23	11
100時間以上～160時間未満		107	37	106	25
160時間以上		65	18	52	19
その他		78	2	125	3
合計		472	93	498	84

注 1.その他の件数は出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。2.自殺は未遂を含む件数である。

(編集部)